

# 会 議 記 録

1. 会 議 第3回酒田市障がい者差別解消支援地域協議会
2. 日 時 令和2年2月17日（火）16時00分～17時00分
3. 会 場 酒田市民健康センター3階 大研修室
4. 出席者 出席者名簿のとおり 委員10名出席
5. 協 議 会長 議事進行

- (1) 酒田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（案）の骨子への意見公募（パブリックコメント）について（事務局説明）

## （会 長）

委員の皆さんから、ご意見、ご質問等ありませんか。

## （委 員）

この条例はソフト面を規定しており、この条例では罰則等はない、計画等は盛り込まないという話をした。本市の考え方とところで、ハード面については、これまでどおり「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に基づいた整備の推進をしていくと書いてあるが、どのような意味合いか。

## （事務局）

ハード面の記載も必要ではないかというご意見であり、委員がおっしゃったとおり、本市の考え方があるとおり、ソフト面を規定した条例であって、ハード面の方は従来どおりの県条例等に基づいての施策に則って進めていくので、この条例にはその分の規定はないという回答になる。

## （委 員）

2つ目で、この条例は抽象的だとあるが、具体的なところは、差別解消支援地域協議会で話し合うということか。

## （事務局）

この条例における就労や、意思疎通の関係については、ひとつの具体的な取組みとして理解している。抽象的というのは人それぞれの捉え方があろうかと思うが、そういう部分についてもこの条例では規定していると考えている。

## （委 員）

1つ目の意見に対する本市の考え方について、後半の方の記載がわかりにくく、ソフトの面も含めて

まちづくりとっていいのではと思う。質問に対応していないのではないか。

**(会 長)**

おっしゃるとおり、ソフト面できちんと規定することもまちづくりであるといいと思う。

**(事務局)**

ここの部分は分かりやすく修正する。今日の意見を踏まえて回答する。

**(委 員)**

公表して、それでも意見を提出された方が納得いかない場合はどうなるか。

**(事務局)**

あくまで意見として頂戴し、市で判断させていただくことになる。本人への回答は行わず、市のホームページ上に掲載し公表することになる。

**(2) 酒田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定について**

**(事務局)**

これまでの庁内での経過について説明する。庁内の関係部課長にこの条例案を示し意見をいただき、それを踏まえて市長、副市長に庁議でこの条例を議会に上程していいか説明し、了承を得たところである。これを受けて3月議会に上程するが、2月14日の民生常任委員協議会で、所属する議員の方にもこの条例案の概要について説明しているところである。

**(事務局)**

今日欠席されている委員から、再度ご意見をいただいた。第5条第2項の障がいのある人等は、合理的な配慮が必要なときは、配慮の内容について、周囲の人々に伝えるよう努めるものとする。このことが、障がいのある人に積極的な意思表示をしないから合理的な配慮をしないのだという自己責任の論理に帰結する恐れをはらんでいるのではないかということでこの条文は削除するべきだという意見をいただいた。それに対し、一度回答し示しているが、この規定については、障がいのある人に対し必要以上に情報発信を求めるものではなく、ヘルプマークやヘルプカードがあるが、障がいにより、障がいの特性、程度が違っているので、この規定の趣旨というのは、障がいのある人もない人も共に生きるということで、双方向の理解を深めていきたいという観点から、障がいのある方もできる範囲で自らの障がいの特性や暮らしにくさを伝えることを規定してもいいのではないかという考えに基づきこの2項を規定した趣旨である。あくまで、これをしなければならぬとか、必要以上の情報発信を強いるというものではないということをご理解いただきたい。

**(委 員)**

2項の障がいのある人等と変更したが、前のカッコ書きでの記載の方がわかりやすいのではないか。

(事務局)

こちらについては、条例上の作り方ということもあるが、第6条、第7条にも同様の記載があり、定義づけをした方がわかりやすいということで修正したものである。

(会 長)

特段他に意見がなければ、表現や趣旨に関して説明を求められれば説明するとして、この案を協議会の考えとさせていただく。

(事務局)

了解を得られたということで、この案を3月議会に提案していく。

(委 員)

先ほどの意見いただいた方のこともわかるので、この条例が制定されたら、合理的配慮については、建設的な対話と言われているので、情報提供を丁寧にしてほしい。

(3) 障がい者をこの理由とする差別の解消に向けた取り組み予定について（事務局説明）

(会 長)

今回一枚にまとめてもらったが、差別の解消に向けた取り組みについて、それぞれの分野でやっていることをまとめたのか。

(事務局)

他の市町村にも聞いてみたが、新たな取り組みというのがなかなかなくて、今行っている取り組みをさらに拡充して来年度行っていきたいと考えている。

(会 長)

ここに書いてあることについての報告は協議会にあがってくるのか。

(事務局)

今年度は、条例の策定があったので、協議会を年3回開催したが、来年度について、年2回の開催を予定している。1回目で改めてその年度の取り組み予定を示して、2回目でその実績を報告したいと考えている。

(委 員)

普及啓発活動の中で、障がい者の団体とかの小さいサークルで活動する際に、行政として、コミュニティセンター、文化センター等の会場を借り上げる時に、会場費等を支援していただくことはできないか。一般の方も対象にした大きな研修も抱き合わせで行うという計画もある。

(事務局)

会場使用料の考え方が来年度から変わり、今まで会場使用料と暖房費などを取っていたのが、1本になって利用料となるが、そこで、取り扱いが今年度と変わるので、具体的な減免については、実施団体、目的・用途で判断されると思う。

(委員)

障がい者を理由とする差別の解消に向けた研修会という意味合いではいかがか。

(事務局)

ここで、すぐ減免できるとはお答えできない。

(委員)

一般だとどこか会場を借り入れなければならない。

(事務局)

研修会等についても、例えば酒田市が共催や後援で入るとか、手続きとして総務課に申請を出していただいて、認められた場合に可能となる。

(委員)

差別を解消するための研修会・講演会という名目で、市としてもバックアップするという姿勢を出すことができれば、一步前進すると思う。

(事務局)

あくまで申請いただき、内容を確認したうえで、市としての共催・後援の可能かを判断する。その内容を否定するものではなく、内容に応じてそのような判断をさせていただくことになる。

(委員)

広報による発信というところで、12月に1回予定しているが、市民の方に条例について、周知する予定はあるのか。

(事務局)

6月1日号広報に、条例制定に関する記事と、それを推進するための内容について掲載する予定である。

(委員)

障がい者だけが知り得るような情報でなく、市民全般に伝わるようお願いしたい。

(事務局)

差別解消についてではないが、3月2日号広報には、市役所1階の障がい者支援就労カフェ「えーる」について見開き4ページの特集記事を掲載し、障がいのある方の就労についても記載している。障がい

についての記事を何度も広報に載せられればいいと思っている。

**(委 員)**

職員の研修はもちろんいいが、地域の人や関係機関への講演会・研修会を市の主催で開催する予定はないか。

**(事務局)**

先に条例を作っている市では新たな取組として、市民向けの講演会を行い、パンフレット等以外の周知をしているので検討してまいりたい。多くの市民向けに対しては研修会や講演会、小さい単位であれば出前講座といった形で広げていきたい。

(4) その他 (情報交換)

な し

6. その他

な し

7. 閉 会